

平成 29 年度 学校災害(地震)対応マニュアル

平成 29 年 4 月 1 日

1	学校防災体制の整備	1
2	地震対応マニュアル	
(1)	状況別の地震対応マニュアル	3
①	教職員在校時	3
②	学校外活動中	5
③	登下校時	6
④	教職員在校時外	7
(2)	授業再開に向けた対応マニュアル	8
3	風水被害対応の留意点	9
3	資料（組織・配備）	
(1)	学校災害対策本部の組織	10
(2)	教職員の非常配備	11
(3)	情報連絡体制	12
(4)	登下校時における非常時の対応	17
(5)	非常時下校体制	18
(6)	緊急連絡用（引き渡し）カード	19
(7)	教育委員会(学校・事務局)防災対応フロー	21
(8)	非常配備時の学校被害状況報告 FAX 送信票 様式	22
(9)	防災行政用無線から教育指導課への連絡方法	23
4	避難所開設・運営の支援マニュアル	24

仙台市立六郷中学校

〒984-0834 若林区六郷13-1

TEL 289-2158(職員室・停電対応)

TEL 294-9351(校長室)

FAX 294-9352

289-4753(廊下・緑色公衆電話)

学 校 防 災 体 制 の 整 備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、地震が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括

委員長 — 副委員長
〔校長〕 — 〔教頭〕

学校防災委員会

教頭
教務主任
防災主任
安全(管理)主任
事務職員

防災管理

防災教育
組織活動

マニュアル作成
施設・設備の点検・整備
避難方法
組織の整備
防災教育
研修

防 災 管 理

マ
ニ
ュ
ア
ル
作
成

地震対応マニュアル

教務主任
防災主任

避難所開設・運営の支援 マニュアル

教頭

授業再開に向けた 対応マニュアル

教頭
教務主任

○状況別の具体的対応策

○児童生徒の安否確認

○非常時下校体制の整備と周知
(学校待機・引渡し・集団下校等)

○関係機関への連絡体制の整備

など

○学校としての支援体制

○PTAや地域関係団体との連携

○児童生徒の状況把握

○校舎など施設・設備の復旧

○市教委との連絡・協議・調整

○登校日の設定など学校再開までの日程調整

など

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般についての点検
(定期・臨時・日常の点検)

* 消防法第8条第1項及び同法施行令第4条第2項に基づく点検

* 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備

* 学校建築物等保全点検(6月、12月)にて非構造部材についても点検する。

施
設
設
備
の
点
検
・
整
備

学校施設の安全点検・整備

安全(管理)主任
事務職員
技師

防災上必要な用品等の点検・整備

教頭
防災主任

- 保管場所の把握
- 災害用資機材等の保管状況の確認
- 重要書類等の適切な保管

校長印，学校沿革史，卒業証書台帳，指導要録，人事関係書類など

避難方法

避難経路・避難場所の設定及び確認

防災主任
安全(管理)主任

- 災害状況別（在校時，登下校時等）に具体的な避難方法及び第一次避難場所，第二次避難場所を設定し，状況について確認
- 児童生徒，保護者，教職員の共通認識

組織の整備

学校災害対策本部

教職員の非常配備計画

情報・連絡体制の整備

教頭

- 災害情報の収集方法
- 学校内における情報の管理・連絡体制の整備
- 災害時に連絡すべき機関のリストアップなど，情報連絡体制の整備
- 電話等の通信手段が断たれたときの児童生徒・保護者への連絡の方法
- 児童生徒の安否確認の方法

防災教育

防災教育

防災教育の推進

防災主任

研修の実施

防災主任
研究主任

※杜の都の学校教育（「新たな防災教育」参照）

- 災害安全に関する校内研修の実施
- 地震対応マニュアルの読み合わせ
- 地域防災訓練や防災に関する研修会への参加
- 「心のケア」に関する研修

組織活動

組織活動

家庭・PTA・地域との連携

教頭
防災主任
安全(管理)主任

- 各種の機会を通じて，避難所開設・支援や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒の安全確保，学校の対応などの周知
- PTAと災害時の協力体制，緊急連絡方法等の協議
- 近隣校，地域団体との連携
- 地域の防災訓練や避難所開設訓練への協力
- 小中とも市内のいずれかの地域で震度5強以上の場合の非常時下校体制について，保護者に周知

教職員在校時の地震対応マニュアル

①基本的対応

地震発生

安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を寄せるなど)
- 特に特別支援学級等や配慮を要する児童生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 火災など二次被害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

避難の指示

- 避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 1次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。(校舎や体育館等)

避難誘導

- 的確な行動を指示する(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な児童生徒等や負傷者等を介助して避難させる。
- 児童生徒名簿(出席簿等)を携帯する。

安否報告 確認

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 児童生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- ラジオ、ワンセグ等から最新の情報収集を行うとともに2次避難の必要の有無を判断する。
- 大津波警報が発表されている場合は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外または校舎上階等へ2次避難させる。

災害本部設置

- 学校災害対策本部(P.10 参照)を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
 - ◇児童生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、教育指導課に所定のFAX送信票(P.22 参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。(P.23 参照)必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
 - ◇欠席児童生徒等の安否を確認する。
 - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(P.24 参照)

②被災状況別の対応

ア 授業中（基本的な安全確保の形態）

・ 教員による安全確保の的確な指示 （頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる） ・ 火気使用中であれば消火する。 ・ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。 ・ 揺れが収まったら、教員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 児童生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認 ・ 余震や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる。 ・ 負傷者の応急手当	
場 所	教 職 員 の 対 応
普通教室	・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示 ・ 火気使用中であれば、消火の指示
特別教室	・ 実験中であれば、危険回避の指示
体育館	・ 落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）
校庭	・ 建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示
プール	・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示 ・ 揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示 ・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

イ 教員と児童生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場 所	児童生徒等の行動	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	・ 揺れている間は、頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・ 落下物や倒壊物に気をつける。 ・ 揺れが収まったら、教員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 周囲の安全を確認する。	・ 全校指示（揺れが収まるまで、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように） ・ 教職員は分散して児童生徒等の安全確保、指示誘導 ・ 校舎外にいる児童生徒等の人員確認、負傷者の応急手当
校庭、中庭、学習園等	・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

学校外活動中の地震対応マニュアル

(1) 現地で地震が発生した場合

事前の計画

- 学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
 - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
 - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(市役所・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

地震発生

安全確保

- 的確な避難行動を指示する。
 - ・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
 - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
 - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
 - ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起こりそうな場所から素早く離れさせる。
 - ・児童生徒等の不安軽減を図る。

近くの避難場所へ避難

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難する。特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずにすばやく避難する。
- 施設管理者等の指示により行動する。

安否確認

安否確認

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、予め決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、予め決めておいた避難場所等を巡回確認する。

事後の対応措置

- 学校へ状況の報告を行う。
- 学校から教育指導課へ連絡する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 修学旅行中などに仙台で地震が発生した場合

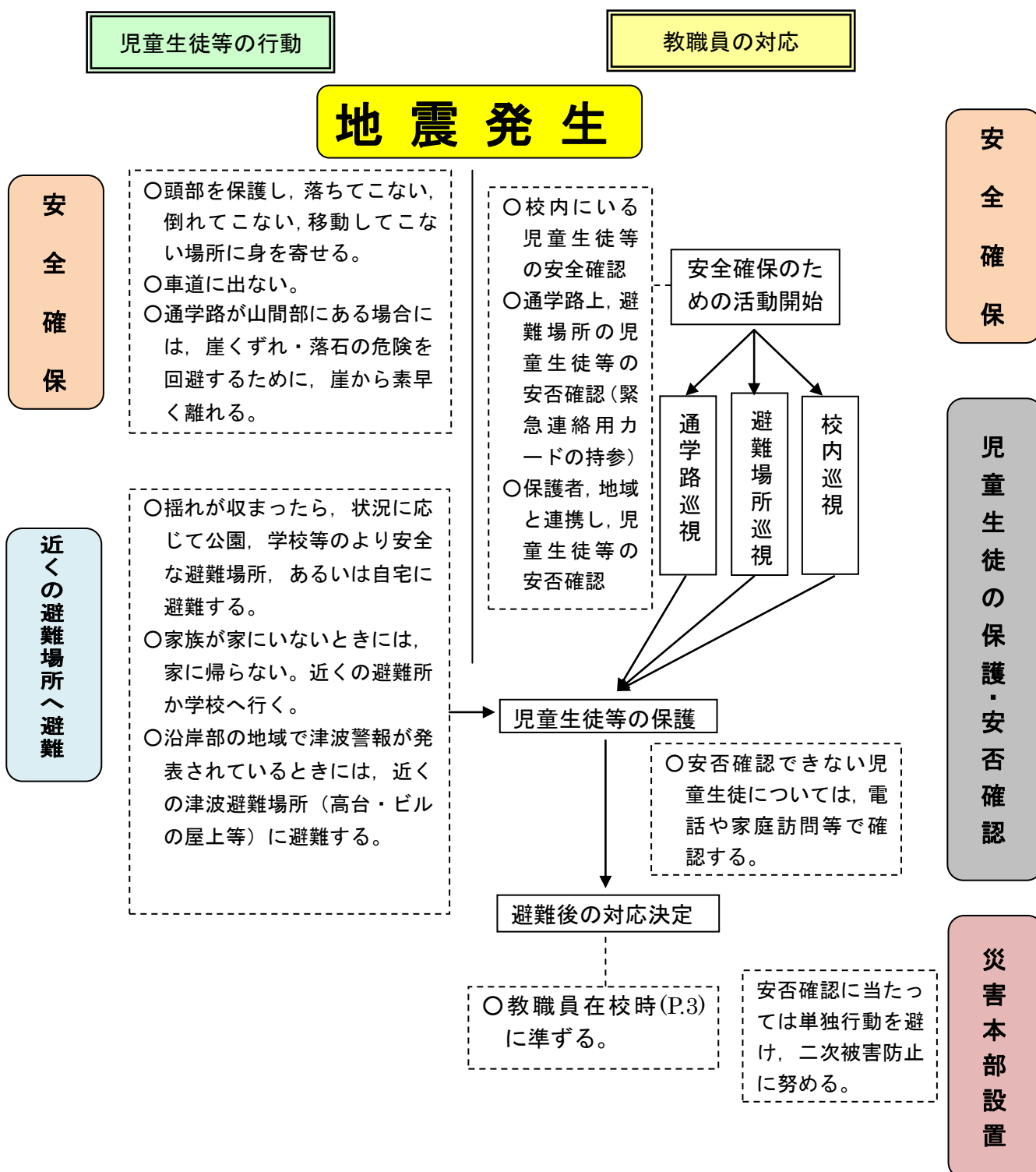
地震発生

事後の対応措置

- 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や関係機関(旅行業者等)と対応を協議する。
- 可能な方法で学校へ連絡し、学校の状況等を確認する。
- 児童生徒の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 学校から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- 学校から保護者へ予め決めておいた方法で連絡する。

登下校時の地震対応マニュアル

- ◇ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。



教職員在校時外の地震対応マニュアル

地震発生

教職員 の 参集

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。
- 該当教職員は非常配備計画に則り参集する。
 - 【警戒配備】 校長・教頭
 - 【非常1号配備】（14名） 震度5弱で、校長・教頭・非常配備要員（概ね3分の1の教職員）
 - 【非常2号配備】（17名） 震度5強で、校長・教頭・非常配備要員（概ね3分の2の教職員）
 - 【非常3号配備】（36名） 震度6弱以上で、全教職員
- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、直ちに学校に参集する。
 - 【津波注意報が発表されたとき】
 - 本校においては、警戒配備となる。
 - 【津波警報が発表されたとき】
 - 本校においては、非常1号配備となる。
 - 【大津波警報が発表されたとき】
 - 本校においては、非常1号配備となる。

被害 状況 確認

- ラジオ、ワンセグ等で常に最新の情報収集を行う。
- 施設・設備等の被害状況を確認する。
- 教育指導課に所定の FAX 送信票(P.16 参照)で報告する。停電等で FAX 送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。(P.17 参照)

部 設置 災害 本部

- 児童生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。(P.10 参照)

事後 の 措置 対応

- 電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法(家庭訪問、決められた場所への掲示等)で安否確認を行う。
- 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
- 今後の対応について、電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法(決められた場所へ掲示等)で連絡する。

◇ 避難所（校舎および体育館）の鍵について

- ・ 夜間や休日等の発災に備え、相澤安雄氏（289-5795）とPTA会長の高橋浩二氏（289-4380）が、校舎並びに体育館の鍵の管理している。

配備解除については、市教委緊急情報ホームページまたは校長用メールシステムで確認する。